

## 排水設備工事等申請に係る標準処理期間について

標準処理期間とは申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常必要となる標準的な期間のことです。ただし、申請の内容や申請件数の混み具合などによっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。また、次のような期間は標準処理期間に含まれませんのでご注意ください。

- 1 申請に不備がある場合の補正に要する期間
- 2 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間
- 3 審査のために必要な書類等を追加するための期間
- 4 関係機関との協議に要する期間
- 5 市の休日

### 排水設備工事等申請に係る標準処理期間

処分の種類	根拠法令・条項	標準処理期間
排水設備計画工事の確認 (戸建住宅等の小規模な建物)	滝沢市下水道条例第6条	6日
特別設置願の承認	滝沢市下水道条例第10条	10日
行為の許可	滝沢市下水道条例第43条	10日
指定工事店の指定(新規)	滝沢市下水道条例第13条第1項	15日
指定工事店の指定(継続)	滝沢市下水道条例第13条第2項	50日